

お客さまへの大切なお知らせ

キャッシュカード犯罪被害にあわないために

キャッシュカードの 暗証番号は大丈夫ですか？



- 暗証番号を「生年月日」、「電話番号」、「住所の番地」及び「自動車のナンバー」など他人に類推されやすい番号にすると大変危険です。もし、このような番号をご使用になっていて被害にあわれた場合、補償が減額されることがありますので、至急変更されるようお願いいたします。
また、暗証番号をカードに書き込んだり、メモと一緒に保管していたりすると、被害にあわれた場合に補償を受けられませんのでご注意ください。
- 銀行員を装って電話をかけ、「暗証番号を変更する」などといった、暗証番号を聞きだそうとする犯罪が発生しています。当行行員がお客さまに暗証番号をお聞きすることはありません。また、キャッシュカードはどんなに短時間であっても他人に預けたりすることは大変危険ですのでご注意ください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの 保管にご注意ください！



- 通帳・印鑑・キャッシュカードは別々に、厳重に保管されるようお願いいたします。また、運転免許証や保険証などで本人であることを示す公的書類も通帳などとは別に保管されることをお勧めします。
- 万一、通帳・印鑑・キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、すぐにお取引店へご連絡ください。早朝・夜間及び休日についてはATMサービスセンターにご連絡ください。

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難のご連絡先

	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平 日	8:45～18:00	お取引店またはお近くの筑邦銀行	「店舗のご案内」(P34)をご覧ください。 0942-35-0037
	18:00～翌日8:45	ATMサービスセンター	
土・日・祝	24時間受付		

- 通帳の記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかを確認してください。

お客さまへの大切なお知らせ

偽造・盗難キャッシュカード対策への取り組み

当行は偽造・盗難キャッシュカード等によるお客さまのご預金の不正引出を防止するため、さまざまな対策を講じています。

対 策 項 目	内 容
のぞき見防止フィルム	ATM機の操作画面にのぞき見防止フィルムを貼り、お客さまの後方や横から暗証番号等をのぞき込まれないように安全性を高めています。
後方チェックミラー	ATM機の操作中にお客さまの後方がチェックできるようにミラーを取り付けております。
「ご利用明細票」の発行可否選択	キャッシュカードでのお引出しの際、お客さまの口座番号等のカード情報が第三者に漏れることを防ぐ目的で「ご利用明細票」発行の可否をお選びいただけるようにしております。
ICキャッシュカードの発行	偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載したキャッシュカードの発行を開始いたしました。 ※新規申込および5年ごとの更新時に発行手数料1,050円が必要となります。
ATMでの「暗証番号の変更」・「利用限度額引下げ」機能	ATMでの一日あたりのご利用限度額※を200万円としておりますが、不正引出被害の全国的な増加を受け、お客さまのご預金保護のため、「暗証番号の変更」・「利用限度額引下げ」を、窓口でのお取扱いに加えて、お客さまが直接ATM機で行うことができるようにしております。
盗難・偽造等の24時間受付	カード等の盗難・偽造等の被害の未然防止や拡大防止をはかるために、お客さまからの緊急連絡を、24時間受付いたしております。

※ご利用限度額について

・ご利用限度額には当行のATMでのお引出し、お振込（振込資金の引落し）のほか、提携金融機関でのお引出し、デビットカードのご利用金額を含みます。